

議 員 提 案

令和4年8月臨時会

目 次

| 番 号 | 件 名 | 頁 |
|----------|--------------------------------------|---|
| 議員提案第16号 | 寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等 に関する条例の一部改正 | 1 |

寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁 償等に関する条例の一部改正

寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 8 月 8 日提出

寝屋川市議会議員

馬 場 才

村 上 順 一

中 川 健

井 川 晃 一

寝屋川市条例第 号

寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年寝屋川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条中「以下」を「以下この条において」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第5条の2 前条の規定にかかわらず、議員が被疑者又は被告人として身体の拘束を受けていることにより議会の会議（委員会の会議を含む。以下この項において同じ。）を欠席した場合には、当該欠席した日の属する月分から、同日後において最初に議会の会議に出席（被疑者又は被告人として身体の拘束を受けていること以外の正当な理由により議会の会議を欠席した場合を含む。）をした日の属する月の前月分までの各月分（これらの日が同じ月に属するときは、当該月分）の議員報酬は、その支給を停止するものとする。

2 前項の規定による議員報酬の支給の停止は、当該議員報酬の支給の停止の理由となつた行為に係る刑事事件につき、公訴を提起しない処分があつたとき又は無罪の裁判（無罪の裁判と同様の効果を有するものを含む。）が確定したときは、これを解除するものとする。

3 第1項の規定による議員報酬の支給の停止の理由となつた行為に係る刑事事件につき有罪の裁判が確定したときは、次に掲げる議員報酬は、支給しない。
この場合において、同項の規定により支給を停止すべきであつた月分の議員報酬で既に支給したものがあるときは、当該月分の議員報酬の支給を受けた議員は、これを返納しなければならない。

(1) 第1項の規定によりその支給を停止した議員報酬

(2) 当該裁判において言い渡された刑の執行のため刑事施設に収容された期間につき、その始期の属する月分からその終期の属する月分までの各月分の議員報酬

第7条第3項中「次項において」を「以下」に改め、同条の次に次の1条を加

える。

第7条の2 基準期間において第5条の2第1項の規定により当該月分の議員報酬の支給を停止した月（同項の規定により支給を停止すべきであつた月分の議員報酬で既に支給したものがあるときは、当該月を含む。）がある場合には、当該基準日に係る期末手当のうち、前条第2項の規定により算出された額に、基準期間における議員報酬の支給の停止に係る月数の割合（第1号に規定する月数を、第2号に規定する月数で除して得た数をいう。）を乗じて得た額に相当する額について、その支給を停止するものとする。

(1) 基準期間における議員報酬の支給が停止された期間（第5条の2第1項の規定により支給を停止すべきであつた月分の議員報酬で既に支給したものがあるときは、当該月を含む。）に係る月数

(2) 基準期間における在職期間の月数

2 基準期間において第5条の2第3項の規定により当該月分の議員報酬を支給しなかつた月（同項後段の規定により返納しなければならない月分の議員報酬があるときは、当該月を含む。）がある場合には、当該基準日に係る期末手当のうち、前条第2項の規定により算出された額に、基準期間における議員報酬の不支給に係る月数の割合（第1号に規定する月数を、第2号に規定する月数で除して得た数をいう。）を乗じて得た額に相当する額は、支給しない。

(1) 基準期間における議員報酬が支給されなかつた期間（第5条の2第3項後段の規定により返納しなければならない月分の議員報酬があるときは、当該月を含む。）に係る月数

(2) 基準期間における在職期間の月数

3 第5条の2第2項及び第3項後段の規定は、前2項の場合について準用する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条の2第1項の規定は、この条例の施行の日後、議員が被疑者又は被告人として身体の拘束を受けていることにより議会の会議（委員会の会議を含む。）を欠席した場合について適用する。